

# In the Spotlight

## IFRS 第 17 号への移行

2020 年 10 月 30 日

### IFRS 第 17 号「保険契約」に関するよくある質問 (FAQ)

#### 要約

国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号「保険契約」は、IFRS 第 17 号を初めて適用する企業に対する複雑な移行の要求事項を規定している。企業は、利用可能な選択を評価し、多くの要求事項を適用する際に判断を行使する必要がある。これらの選択と判断は、移行時に認識した金額に継続的かつ長期的な影響を及ぼし、一部の保険会社については、株主資本や報告済みの収益、およびその後の年度に報告される利益にも相応の影響が及ぶ。

この資料では、移行に関する要求事項を、そのトピックに関するよくある質問 (以下「FAQ」) とともに要約している。

#### 1. はじめに

従来 of 保険会計における実務の多様性と多くの種類の長期保険契約は、IFRS 第 17 号「保険契約」への移行にとって特別な課題を生み出している。その結果、IFRS 第 17 号における移行の要求事項は複雑であり、多くの選択肢を含んでいる。これらの選択肢に基づいて選択された結果は、移行日時点で存在する契約が存続する限り、長い間、保険契約の会計処理に影響を与える可能性がある。長期保険契約を締結している会社に係わる当初の影響評価から、その選択は移行日における保険契約の測定に大きな影響を与え、それに応じて株主資本および報告される収益、ならびに将来におけるこれらの保険契約からの利益にも影響を与える。

また、保険者は、IFRS 第 17 号への移行に関する決定が業務上どのような意味を持つのか、また、その決定が、法域に応じて、税金、ソルベンシー (保険支払余力) および配当の分配等の広範な領域に及ぼす影響を理解する必要がある。

この資料では、IFRS 第 17 号における移行アプローチを、それぞれのアプローチに関する FAQ とともに要約する。FAQ は、実際に起こりうる質問のすべてに答えているわけではない。本資料は、2020 年 6 月に改訂された IFRS 第 17 号に基づいている。私共は、読者の質問の一部に対処するのに役立つ資料であると願っている。

#### この公表資料に含まれる内容

セクション 2 要求事項の概要 [2 ページ]

セクション 3 遡及適用 [7 ページ]

セクション 4 修正遡及アプローチ [11 ページ]

セクション 5 公正価値アプローチ [14 ページ]

セクション 6 比較情報 [21 ページ]

セクション 7 開示 [22 ページ]

セクション 8 IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号との相互作用 [23 ページ]

## 2. 要求事項の概要

国際会計基準 (IAS) 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、IFRS 第 17 号は、実務上不可能な場合を除き、IFRS 第 17 号の要求事項の遡及的適用を企業に要求している。しかし、保険会社は、とりわけ生命保険業において、遡及適用が実務上不可能な長期保険を発行しているかもしれない。保険契約のグループに対する遡及適用が実務上不可能な場合、IFRS 第 17 号は、使用可能な以下の 2 つの代替的な移行方法を規定している。

- 完全遡及適用に対する修正を明記した修正遡及アプローチ。このアプローチにより、限定的な情報しか有していない保険者は、当該保険者が入手可能である合理的で裏付け可能な情報量に応じて、遡及適用に可能な限り近い移行残高の達成が可能となる。それぞれの修正は、修正遡及アプローチと完全遡及アプローチが適用されていれば得られたであろう結果との差異を増幅させる。
- 契約上のサービス・マージンの金額を決定するために、移行日における契約の公正価値を用いる公正価値アプローチ。公正価値アプローチにより、企業が移行日に存在する契約について合理的で裏付け可能な情報を保有していなくても、企業が移行における開始残高の決定が可能となる。

修正遡及アプローチの適用には、特にデータが広範に不足している場合に費用がかかる可能性を踏まえ、国際会計基準審議会 (IASB) は、導入コストを削減するための会計方針の選択肢として公正価値アプローチを認めた。選択は、保険契約のグループのレベルで適用される。

IFRS 第 17 号の遡及適用が実務上不可能である唯一の理由が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の決定に関連する場合、IFRS 第 17 号は、企業に対して、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを用いて当該資産を保険獲得キャッシュ・フロー目的で測定し、それ以外の金額については IFRS 第 17 号の遡及適用を認めている。

#### **PwC の所見 強制発効日以前における IFRS 第 17 号の会計方針の適用**

保険会社は、IFRS 第 4 号「保険契約」に基づく会計方針の変更により、IFRS 第 17 号の会計方針のすべてを適用せずに、IFRS 第 17 号の会計方針の適用が可能かもしれない。

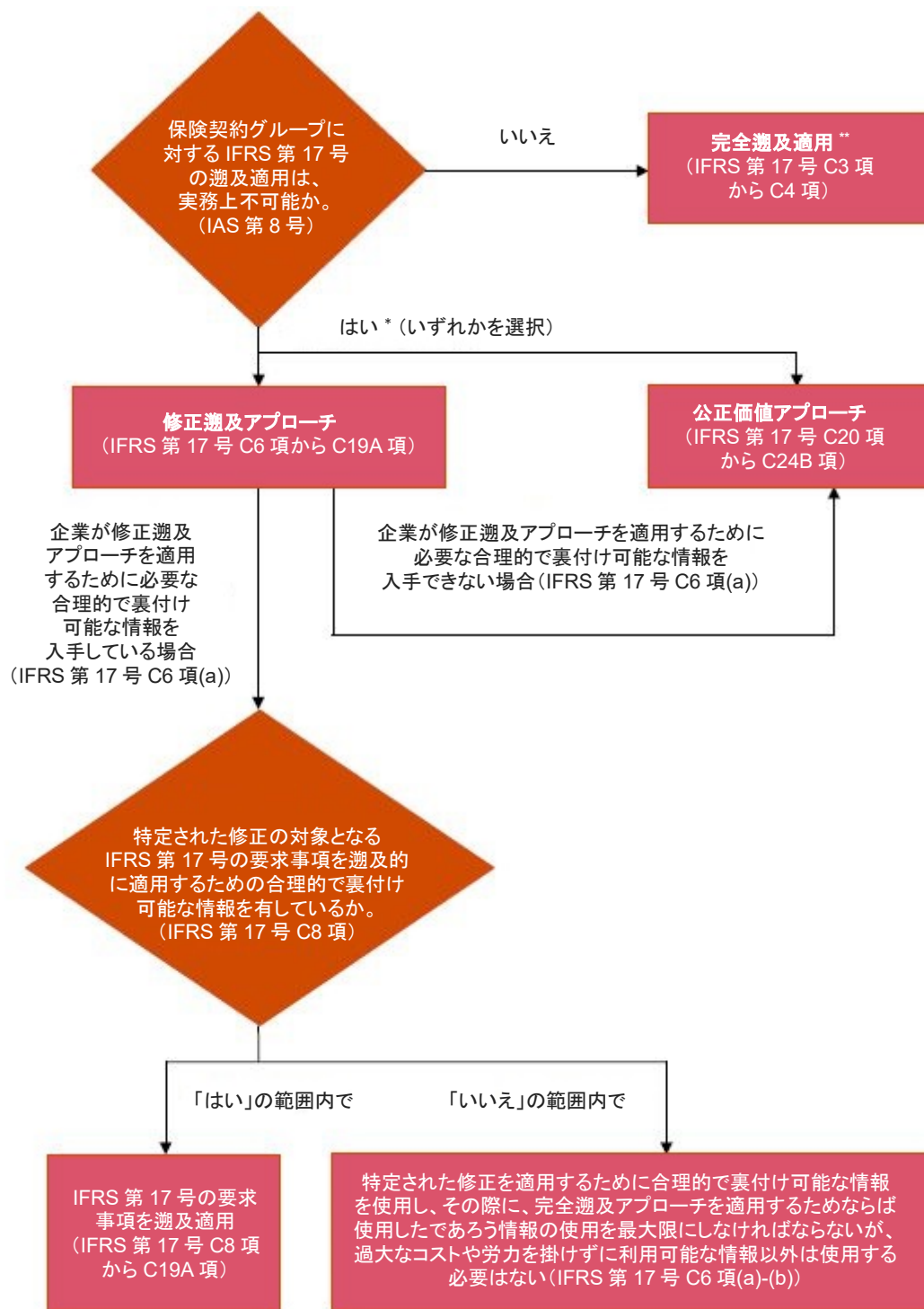
IFRS 第 4 号では、企業は、財務諸表利用者の経済的な意思決定のニーズへの目的適合性が高くなる一方で信頼性は低下しない場合、または信頼性が高くなる一方でそれらのニーズへの目的適合性は低下しない場合に、保険契約に関する既存の会計方針を変更できる。[IFRS 第 4 号第 22 項]IFRS 第 4 号の BC123 項は、「ある会計方針の変更が財務諸表の目的適合性および信頼性を高めるかどうかの判断根拠について、当審議会は、フェーズ II に関する結論の形成に従って 保険者に示していくつもりである」としている。したがって、IFRS 第 17 号の要求事項である会計方針への変更は、変更の要件を満たす取扱いと考えられる。

しかし、IFRS 第 17 号を早期適用しない限り、企業は、会計方針の変更に関する IAS 第 8 号の要求事項に従わなければならない。これらの要求事項は、会計方針の変更が実務上不可能な場合を除き、遡及的な適用を規定している[IAS 第 8 号第 19 項(b)]。IFRS 第 17 号における簡素化された移行アプローチ(修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチ)は、IAS 第 8 号および IFRS 第 4 号の一部ではないため、このような状況では適用できない。

したがって、企業が発効日前に IFRS 第 4 号の会計方針について IFRS 第 17 号に基づく会計方針への変更を選択し、遡及適用が実務上不可能である場合には、IAS 第 8 号第 27 項において、「企業が、過去のすべての期間に対し新しい会計方針を適用することの累積的影響を測定することができないため、新しい会計方針を遡及適用することが実務上不可能である場合には、企業は第 25 項に従って、実務上可能な最も古い期間の期首から将来に向かって、新しい方針を適用する。したがって、当該日付以前に発生した資産、負債および資本に対する累積的修正分については考慮しない」と記載している。その結果、新たな会計方針の遡及的な適用ができず、その代わりに IFRS 第 4 号に基づき将来に向かった適用を選択する企業は、採用された場合には、IFRS 第 17 号の移行規則に基づく過去の契約について別の移行を行う必要がある。

さらに、IFRS 第 4 号の開示の要求事項は、企業が IFRS 第 17 号を適用するまで継続して適用される。しかし、企業は、他の開示を含める取扱いが認められているため、関連する場合には、IFRS 第 17 号で要求されている追加的な開示を含める取扱いが可能である。

以下の図は、IFRS 第 17 号の C3 項から C24B 項に記載されている保険契約のグループに対する IFRS 第 17 号における移行の要求事項の適用を説明している。



\* 完全適用アプローチの適用が実務上不可能である唯一の理由が保険獲得キャッシュ・フローに係わる資産の決定に関連する場合、企業は修正適用アプローチまたは公正価値アプローチを用いて当該資産を保険獲得キャッシュ・フロー対象とした測定が可能である。企業は、その他のすべての金額に対して、完全適用アプローチを適用しなければならない。(C5B 項)

\*\* 完全適用アプローチを適用するための情報を有する企業は、(i) 移行日以前に、企業が B115 項に定めるリスク軽減オプションを移行日から将来に向かって適用する選択をした場合、また(ii) 使用されたデリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ以外の金融商品、または保有再保険契約のグループを、保険契約のグループから生じる金融リスクを軽減するために用いた場合には、B115 項で規定されたとおり、公正価値アプローチの適用の選択が可能である。(C5A 項)

以下のセクション 3 からセクション 5 では、異なる移行アプローチについて説明する。

## IFRS第17号における移行アプローチに関するFAQ

### 各々の移行手法を適用した結果の差異

2.1 3つの移行アプローチのそれぞれを適用した場合、結果は異なるであろうか。

はい。3つの移行アプローチを適用した場合、同じ契約グループの測定結果は異なる。完全遡及アプローチと修正遡及アプローチを用いた測定は、使用する情報の入手可能性や簡素化によっては、公正価値アプローチと比べて、比較的近い結果となるかもしれない。公正価値アプローチは、完全遡及アプローチまたは修正遡及アプローチと比べて、非常に異なる測定値を提供する可能性がある。例えば、契約が不利な状況であれば、完全遡及アプローチや修正遡及アプローチを適用する場合には契約上のサービス・マージンが存在しないかもしれないが、公正価値アプローチを適用する場合には契約上のサービス・マージンが存在するかもしれない。これは、IFRS第13号「公正価値測定」が、公正価値には、市場参加者が保険契約に基づく義務の受け入れを要求するであろう利益マージンが含まれている性質を示しているからである。

IASBIは、移行日以前に締結された契約の認識が中止されるまでは、移行時に利用可能なオプション性により財務諸表の比較可能性の低くなる影響を認めた。しかし、IASBは、移行日に入手可能な情報がほとんどない場合には、完全遡及アプローチまたは修正遡及アプローチに関連する費用は便益を上回る可能性があると結論づけた。したがって、完全遡及アプローチが実務上不可能である場合には、公正価値アプローチはIAS第8号に従った会計方針の選択として認められる。

## PwC の所見 IFRS 第 17 号の移行選択が実際にどのような意味を持つのか

移行時に修正遡及アプローチと公正価値アプローチのどちらを選ぶかは、移行時の株主資本や移行後に有効な保険契約からの利益の解放に影響を与える。また、適用上の複雑さや IFRS 第 17 号の導入にかかるコストにも影響を与える可能性が高い。さらに、保険契約から生じる利益の中には、全く純損益で認識されない部分があるかもしれない(すなわち、IFRS 第 4 号では純損益で認識されなかったであろうが、IFRS 第 17 号への移行時に資本に対する修正として認識される)。これに対して、その他の利益は、2 度、純損益で認識されるかもしれない(すなわち、IFRS 第 4 号では純損益で認識されただろうが、契約上のサービス・マージンで認識され、その後 IFRS 第 17 号への移行後に純損益で認識される)。これは、IFRS 第 4 号で用いられている測定手法と IFRS 第 17 号への移行時の測定手法との間に差異があるため避けられない結果である。

### *移行時の資本および移行後の保険契約利益の解放*

移行時の契約上のサービス・マージンは、保険会社が移行後に獲得する保険契約からの利益を表す。移行時において、契約上のサービス・マージンが高ければ高いほど、株主資本において認識された保険契約からの累積利益は低くなり、保険会社は、移行における有効な保険契約のカバーが終了するまでの将来の期間において、より多くの利益を認識するようになる。これは、地域、法律、規制上の要求事項に応じて、将来の配当の支払い、支払能力に関する資本の要求事項の充足、または課税額の決定に影響を与える可能性がある。また同様に、投資家が、移行時、および移行時に有効な契約のカバー期間が終了するまでの将来の日において、当該企業の業績を評価する方法に影響を与える可能性がある。

### *IFRS 第 17 号の導入における適用上の複雑さとコスト*

異なる移行アプローチの適用の複雑さと IFRS 第 17 号への移行に掛かるコストは、情報の入手しやすさに応じて異なってくるかもしれない。一般的に、移行日のかなり前に発行された保険契約では、完全遡及アプローチと修正遡及アプローチは、適用に掛かるコストはより高額になる。移行日近くに発行された短期契約および契約については、より多くの情報の入手が可能である可能性が高く、他のアプローチに比べて公正価値アプローチは複雑になるかもしれない。



### 3. 遡及適用

IFRS 第 17 号 C3 項は、実務上不可能な場合を除き、企業は IFRS 第 17 号を常に適用していたかのように、IFRS 第 17 号の遡及適用を要求している。

IFRS 第 17 号は、実務上不可能な場合を除き、IAS 第 8 号第 28 項(f)で要求している定量的情報を表示する必要がなく、また、移行日より前に IFRS 第 17 号 B115 項のリスク軽減の選択肢を適用してはならないとする取扱いを除き、IFRS 第 17 号の遡及適用を企業に要求している。

IFRS 第 17 号を遡及適用するにあたり、企業は、IFRS 第 17 号が常に適用されていたかのように(遡及的な減損テストが要求されない取扱いを除き)、各保険契約グループおよび保険獲得キャッシュ・フローの各資産を、識別し、認識して測定し、かつ、IFRS 第 17 号が常に適用されていたならば存在しないであろう既存の残高の認識を中止する。その結果として生じる差異を資本において認識する。

多くの企業にとって、IFRS 第 17 号の遡及適用は、一部の契約グループ、特に何年も前に締結された長期契約については実務上不可能である。IAS 第 8 号の第 50 項は、要求される過去のデータが、過去の期間において収集されておらず、かつ、情報の再構築が実務上不可能である場合には、遡及適用は実務上不可能かもしれないと指摘している。企業は、測定モデル内の各構成要素について、契約グループごとにどのようなヒストリカル・データが利用可能かを検討する必要がある。そして、後知恵を使わずに遡及的アプローチの計算をどの程度実施する対応が可能であるかを評価する必要がある。

IAS 第 8 号の第 5 項は、「企業がある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合には、その要求事項の適用は実務上不可能である」と定めている。また、次のように説明している。

特定の過去の期間について、次のいずれかである場合には、会計方針の変更の遡及適用または誤謬の遡及的修正再表示を行うことは実務上不可能である。

- (a) その遡及適用または遡及的修正再表示の影響を確定できない場合
- (b) その遡及適用または遡及的修正再表示が、当該期間における経営者の意図が何であったかに関する仮定を必要とする場合
- (c) その遡及適用または遡及的修正再表示が、金額の重要な見積りを必要とするが、それらのお見積りに関する次のような情報を、他の情報と客観的に区別することが不可能である場合
  - (i) 当該金額を認識、測定または開示すべき日に存在していた状況の証拠を提供し、かつ、
  - (ii) 当該過年度に係る財務諸表の発行が承認された時に入手可能であった

履行キャッシュ・フローは、それぞれの報告日に直接測定されるため、IFRS 第 17 号の遡及適用においては、移行日における履行キャッシュ・フローの決定はほとんど困難ではない。しかし、各報告日において直接測定されず、かつ、以前の日付において行われた見積りおよび仮定に依存する金額の決定はより困難である。これは、移行日における契約上のサービス・マージンやその他の包括利益に累積された金額などの金額に適用される。遡及適用において、企業は、契約の開始日から各報告日において、キャッシュ・フローおよび過去の各報告日における関連する見積りと仮定に関する情報を用いて、当該金額の決定が要求される。

多くの保険会社は、特に IFRS 第 17 号の適用に要求されるデータの粒度の水準における、保険数理上および会計上の過去のデータを十分には保有していない。これは、IFRS 第 17 号を適用した場合の影響を「決定できない」状況を意味する可能性がある。なぜならば、例えば、最善の見積りの前提が文書化されていないか、保存されていないなど、開始時または開始時から移行日までの間に、契約上のサービス・マージンの移行日までのロールフォワードを実施するために、IFRS 第 17 号の構成要素の影響を決定するのに十分なデータの利用が可能ではないからである。遡及計算において使用される適切な粒度および品質で、既存のデータが入手可能かどうか、あるいは、その情報の再現が可能かどうかを決定するためには、判断が必要になる。これらの理由は、移行日より近い時点で発行された契約のグループでは支持されにくいであろう。

## PwC の所見 遡及的な決定が不可能かもしれない金額の例

遡及適用に必要な金額であるが、移行日における保険契約グループの測定が実務上不可能である(後知恵を用いてのみ決定が可能であるため)例は、IFRS 第 17 号結論の根拠 BC 378 項に含まれている。

- 当初認識日時点のキャッシュ・フローの見積り
- 当初認識日時点の非金融リスクに係るリスク調整
- 将来のサービスに関係しないために各会計期間について純損益で認識されていたであろう見積りの変動、および履行キャッシュ・フローの変動が損失要素に配分されていたであろう程度
- 当初認識日時点の割引率、
- 金融面での仮定の変動が保険契約者に支払われる金額に相当な影響を与える契約について、割引率の変動が将来キャッシュ・フローの見積りに与える影響

さらに、IFRS 第 17 号「結論の根拠」の BC381 項および BC382 項は、移行時に有効な契約について、契約の当初認識時に以下の評価においては、実務上不可能である場合が多い(すなわち、後知恵を利用しなければ不可能であろう)状況を示している。

- 変動手数料アプローチの適格性
- 集約の水準
- 一般的なモデルの対象となる契約についての見積キャッシュ・フローに対する裁量権が与える影響の決定方法

さらに、IFRS 第 17 号を遡及適用するために必要とされる見積りの多くは、過年度における経営者の意図が何であったかの仮定、または過年度に認識、測定、開示される金額の見積りを行う際に、後知恵を用いなければ不可能である。IAS 第 8 号の第 53 項は、過年度について新しい会計方針の適用を行う場合、過年度における経営者の意図が何であったかの仮定、または過年度に認識、測定、開示される金額の見積りを行う際に、後知恵を用いるべきではないと述べている。

### 例 - 移行日以前に条件変更された契約について、完全遡及アプローチを適用する際に後知恵の使用を避ける

#### シナリオ

保険者Aは、何年も前に発行された保険契約のポートフォリオを保有している。これらの契約は、IFRS 第17号の移行日の2年前に条件変更され、その契約条件はより最近発行された契約に沿った内容となっている。この条件変更は、IFRS 第4号に基づく認識の中止をもたらす内容ではなかったが、IFRS 第17号の移行時において、当該契約上の条件変更は、IFRS 第17号第72項に基づく認識の中止に該当し、条件変更時に、これらの当初の契約を「新規」の契約として認識する取扱いが要求される。変更時点でキャッシュ・フローは発生しない。遡及的な移行目的上、条件変更時の新規契約を認識するために想定される保険料の見積りが要求される。

また、条件変更時に保険者Aは、同様のリスク特性を対象範囲にしている条件変更後の契約と同じ条件の新たな契約を販売した。

企業は、IFRS第17号に基づき、完全遡及アプローチの適用は可能か。

状況による。

保険者Aの経営者は、条件変更された取引に直接結びつかないが、条件変更された取引の特性を十分に反映し、かつ想定される保険料を測定するために使用される、条件変更日の直前または条件変更日に発行された類似契約の保険料データを含む、裏付け可能なデータを保有していた可能性がある。この場合、それ以上の修正や追加の仮定が行われないとの前提のもとに、IAS第8号の要求事項を満たす可能性がある。



シナリオ	企業は、IFRS第17号に基づき、完全遡及アプローチの適用は可能か。
<p>保険者Bは、IFRS第17号の移行日の5年前に当初販売された保険契約のポートフォリオを保有している。経営者は、リスク調整を算定するために資本コスト法を採用しており、これは現在の現地の規制上の報告と類似している。しかし、このリスク調整の算定方法は、IFRS第17号の移行日より前の過去3年間の規制上の報告目的においてのみ有効であった。経営者は、完全遡及アプローチの最初の2年間、すなわち、現地における規制の目的上、資本コスト法が適用される前期間について、当初認識された契約と同じ基礎に基づいて、リスク調整を見積る提案をしている。</p>	<p>おそらく適用できない。</p> <p>最初の2年間についての資本コスト法の計算とモデル化が不足している状況を考えると、経営者がIAS第8号の要求事項を満たす対応はできそうにない。特に、契約開始日から移行日までの時間の経過が相当あるため、後知恵を使わずに必要な見積りおよび判断は困難であろう。したがって、規制の目的で要求されるより前に、資本コスト法を用いてリスク調整計算をモデル化し、文書化していない限り、保険者Bは、別の移行手法を適用する必要がある可能性が最も高い。</p>
<p>再保険者Cは、さまざまな任意再保険契約（つまり、それぞれの元受保険会社がカバーする単一のリスクまたは保有するリスクのブロックに対して提供される再保険カバー）を通じて、保障商品の死亡リスク・エクスポージャーを引き受ける。これらの再保険契約は、一般的な測定モデルを用いて会計処理される。再保険契約は、IFRS第17号への移行に先立つ5年前に条件変更が行われ、IFRS第4号に基づく認識の中止には至らなかったが、IFRS第17号第72項に従って、当初の契約の認識を中止し、IFRS第17号の移行時に新たな契約を認識する結果となった。遡及的な移行目的上、条件変更時の新規契約を認識するために想定される保険料の見積りが要求される。</p> <p>条件変更された再保険契約は、再保険者Cがもはや販売しない事業に関する再保険契約である。各契約は出再保険会社ごとに高度にカスタマイズされており、それぞれに応じた引受けが必要なため、それぞれの契約は固有であると考えられている。他の現行の再保険契約についても、死亡リスクも対象としているが、全体的なリスク・プロファイルや基礎となる保険契約が異なっているデータが入手可能である。再保険者Cの経営者は、想定上の保険料(notional premium)を見積るために、条件変更した年に発行された新契約に関して、保険料情報を調整する対応を提案している。</p>	<p>可能ではない。</p> <p>条件変更後の契約と同時に発行された類似する契約に関連していくつかのデータが存在するが、被保険者のリスク・プロファイルに特有の情報はない。想定上の保険料を見積るために、残りのキャッシュ・フローを上回る適切な利益水準を評価するためには、大幅な判断が必要となる可能性が高い。想定上の保険料(notional premium)を見積るために、残りのキャッシュ・フローを上回る適切な利益水準の評価には、重要な判断が必要となる可能性が高い。各任意再保険契約は、固有であると考えられているため、後知恵を用いなければこれは達成できないであろう。</p>

最後に、IFRS第17号の結論の根拠BC 390項は、完全遡及アプローチの場合、移行日における過去期間と将来期間との間の契約上のサービス・マージンの配分について、移行日前に認識の中止が行われた契約の影響を見積る必要があると説明している。これは、条件（例えば、過去の報告期間において発行された契約の規模や枚数）が頻繁に変わる長期契約の大規模なポートフォリオにとっては、特に困難となる可能性がある。

## 完全遡及適用に関するFAQ

### 見積りの使用

3.1 企業は、移行時において、会計方針の適用にあたり、見積りの適用は可能か。

IAS第8号第51項は、会計方針の適用に際して見積りを行う必要性を強調しており、遡及適用するときに見積りの適用は、影響を受ける取引が発生してから長い期間経過している可能性があるため、より困難になる可能性がある」と指摘している。

### 期中財務報告における影響

3.2 IFRS第17号のB137項では、企業が、その後の期中財務諸表および年次財務諸表においてIFRS第17号を適用する際に、従来の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取扱いを変更するかどうかについて、会計方針の選択を定めている。

従来の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取扱いを変更しない取扱いを会計方針として選択した企業は、IAS第34号に従った期中財務報告において、IFRS第17号のB137項を適用した場合と同様に、契約上のサービス・マージンを計算するために必要とされるIFRS第17号への完全遡及法が要求されるか。

はい。IAS第8号の第22項は、企業が会計方針を遡及的に変更している場合には、新しい会計方針を、常に適用していたかのように、資本(および比較年度)を修正すべきであると指摘している。

したがって、企業が、以前の期中財務諸表で行われた会計上の見積りの取扱いを変更しない取扱いを会計方針として選択した場合には、企業は、遡及適用において、重要性を考慮しつつ、各期中報告期間を考慮して、開始時から契約上のサービス・マージンの「ロールフォワード」の計算が求められる。

企業が完全遡及的アプローチの使用ができず、その代わりに、IFRS第17号C8項で許容される範囲で修正遡及的アプローチを使用する場合、IFRS第17号C14A項は、企業が移行日以前に期中財務諸表を作成していなかったかのように、企業が契約上のサービス・マージンを移行日に決定する取扱いを認めている。

### PwC の所見 移行日以前に企業結合で取得した契約の移行

契約が企業結合において取得された場合、IFRS 第 17 号の遡及適用は、対象期間、契約上のサービス・マージンおよびロック・インされた仮定が、被取得子会社の個別財務諸表とグループの連結財務諸表とで異なる可能性を意味する。また、発生保険金に係る負債または残存カバーに係る負債としての義務の分類にも差異があるかもしれない。これは、当社グループの連結財務諸表における契約開始日が、子会社の取得日であるためである。これに対し、取得した子会社の個別財務諸表では、契約の開始日は変更されない。したがって、契約の当初測定日、契約上のサービス・マージンの計算に使用される金額、保険事故の性質は、被取得子会社とグループで異なるかもしれない。これにより、移行後に買収した子会社と比較して、グループにおける契約上のサービス・マージンの測定が異なってくる可能性がある。

遡及適用が実務上不可能な場合には、IFRS 第 17 号の C9A 項(修正遡及アプローチの場合)および C22A 項(公正価値アプローチの場合)は、企業が、保険契約が事業を形成しない保険契約の譲渡または、IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲内の企業結合において取得される以前に発生した保険金の支払いについての負債として、分類する取扱いを認めている。

#### 4. 修正遡及アプローチ

修正遡及アプローチは、遡及適用の近似値であり、遡及適用の課題の一部に対処するために規定された変更を加えた取扱いである。企業は、契約グループへの IFRS 第 17 号の遡及適用が実務上不可能な場合にのみ、保険契約グループに修正遡及アプローチを適用する。

修正遡及アプローチは、IFRS 第 17 号の遡及適用を妨げるいくつかの課題への対処により、遡及適用への近似を意図した変更を規定している。修正内容は、以下のとおりである。

1. 開始日または当初認識日に行われたであろう評価は、代わりに移行日に決定する取扱いが可能である。これらの評価には以下が含まれる。
  - a. 企業が、発行時点が1年超離れた契約を含まないグループに分割する必要のない契約グループを含む契約グループを識別する方法
  - b. 変動手数料アプローチに関する契約の適格性<sup>1</sup>
  - c. 一般的なモデルの下で測定される契約の裁量性の有るキャッシュ・フローを特定する方法
  - d. 契約が、裁量権付有配当投資契約の定義を満たしているかどうか、および、
  - e. 保険契約が、企業結合を形成しない保険契約の譲渡または IFRS 第 3 号の範囲内の企業結合により取得される以前に発生した保険金の決済に係る負債の分類
2. 一般的なモデルの移行上の契約上のサービス・マージンまたは損失要素を決定するための修正。これらの修正は、下記の項目についての決定方法を規定している。
  - a. 当初認識時のキャッシュ・フロー
  - b. 当初認識時の割引率
  - c. 当初認識時のリスク調整
  - d. 当初認識日から移行日までの間に発生した保険獲得キャッシュ・フローの、移行日に認識された保険契約グループ、および移行日以降に認識が予想される保険契約のグループへの配分
  - e. 移行日以前のサービスの移転のために純損益において認識されたであろう当初認識における契約上のサービス・マージンの金額、または移行日以前に損失要素に配分された金額
  - f. 保険契約が発行される前または同時に取得された不利な保険契約グループに対して補償を提供する保有再保険契約グループの損失回収要素。
3. 変動手数料アプローチの移行上の契約上のサービス・マージンまたは損失要素を決定するための修正。
4. 保険金融収益または費用について純損益に含まれる金額とその他の包括利益に含まれる金額との間における区分を選択する場合におけるその他の包括利益に含まれる保険金融収益または費用の累積額の決定に関する修正。

修正遡及アプローチに関する IASB の目的は、保険会社が過度なコストや労力をかけずに、合理的で裏付け可能な情報を用いて遡及適用に近似するアプローチの特定であった。したがって、修正遡及アプローチでは、保険会社は、IFRS 第 17 号を遡及的に適用するために使用されたであろう情報についての最大限の活用が求められており、当該特定の領域における遡及適用が実務上不可能である場合にのみ、それぞれの特定期間の変更の使用が求められている。キャッシュ・フローの見積りに関する修正 (IFRS 第 17 号 C12 項に明記) の場合、例えば、これは、移行日現在の見積りではなく、利用可能な将来キャッシュ・フローの最も早い見積りの使用も意味する。

<sup>1</sup> 契約が変動手数料アプローチの対象となるか否かをテストするための要件および変動手数料アプローチを適用する契約の会計処理に関する更なる情報は、[こちら](#)のリンク先を参照のこと。

### PwC の所見 変動手数料アプローチの対象となる契約に修正遡及アプローチの適用

変動手数料アプローチを用いて会計処理する契約に修正遡及アプローチを適用する保険会社にとっての課題の1つは、移行日現在の基礎となる資産項目の公正価値に基づいて契約上のサービス・マージンを決定する必要があるという取扱いである。これは、移行日が到来し、公正価値がわかるまで、契約上のサービス・マージンの開始残高に関する不確実性の継続を意味する。

### PwC の所見 当初認識日のキャッシュ・フローの見積り

IFRS 第 17 号第 C12 項は、企業が当初認識日の将来キャッシュ・フローを次の金額として見積る。

- 移行日またはそれよりも早い日現在で遡及的に決定できる場合には、その早い日における将来キャッシュ・フローの金額
- 保険契約のグループの当初認識日と移行日またはそれより早い日の間における発生が判明しているキャッシュ・フローの金額

IFRS 第 17 号 C8 項では、各修正は、企業が遡及的アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を持たない範囲でのみ使用が要求されている。したがって、過去の見積りは可能な限りさかのぼって--本質的には、可能な限り完全遡及アプローチに従って--使用されなければならない。以下の例は、契約グループにこの修正を適用した場合、当初認識時点の将来キャッシュ・フローの見積りが、実際のキャッシュ・フローと過去の時点における将来キャッシュ・フローの見積りの組み合わせを示している。

IFRS 第 17 号 C12 項の修正の適用

2015 年 1 月 1 日 契約グループの適用 開始日	2017 年 1 月 1 日 移行日より早い時点で将来 キャッシュ・フローの過去の 見積りが使用可能な日	2023 年 1 月 1 日 移行日
------------------------------------	---	-----------------------



当初認識時の将来キャッシュ・フローの見積り(2015 年 1 月 1 日)

過去における実際の キャッシュ・フロー	2017 年 1 月 1 日時点における将来キャッシュ・フローの見積り
------------------------	-------------------------------------

## 修正遡及アプローチに関するFAQ

### 移行時における年次コホート

4.1 移行時に修正遡及アプローチを適用する際に、発行時点が1年超離れた契約をグループ分けする取扱いが可能であるか。

はい。IFRS第17号C8項およびC10項では、企業が移行時に修正遡及アプローチを適用する際に、企業が、合理的で裏付け可能な情報を保有し実施可能な場合には、発行時点が1年超離れた契約を含まないグループの設定を要求している。IASBIは、(IFRS第17号に関する結論の根拠BC392項において)企業が同じ1年に引き受けた契約について、遡及的なグループの設定が必ずしも実務上可能ではない可能性について留意し、したがって、企業が契約を1年以内に引き受けた契約グループに分割する必要がなくなるように、経過的な救済措置を提供した。

### 移行日より早い時点の使用

4.2 直接連動有配当保険契約については、修正遡及アプローチを移行日より早い日に、公正価値アプローチを用いて契約上のサービス・マージンを計算し、その後、移行日まで完全遡及アプローチを用いて年1回のロールフォワードが可能であるか。

いいえ。修正遡及アプローチの下で利用可能な簡素化の1つは、移行日における基礎となる資産の公正価値から移行日における履行キャッシュ・フローを差し引く計算により、企業が直接連動有配当保険契約の契約上のサービス・マージンを決定する取扱いを認めている[IFRS第17号C17項]。IFRS第17号C2項は、移行日を適用開始日の直前の事業年度の期首であると決定している。



## 5. 公正価値アプローチ

公正価値アプローチは、移行日における保険契約の公正価値からIFRS第17号の履行キャッシュ・フローを控除した差額を用いて、契約上のサービス・マージンを移行時に決定する方法である。公正価値アプローチは、保険会社が他のアプローチを適用するために必要なキャッシュ・フロー情報を保有していない場合にのみ利用可能な唯一のアプローチである。

企業は、完全遡及適用が実務上可能でない場合には公正価値アプローチの使用を選択が可能であり、修正遡及適用が実務上可能でない場合には公正価値アプローチの使用が要求される。企業は、同様に、IFRS第17号の遡及適用が可能である直接連動有配当保険契約のグループについて、以下の場合、および以下の場合にのみ、公正価値アプローチを適用が可能である。

- (a) 企業は、IFRS第17号B115項のリスク軽減オプションを保険契約のグループに対して、移行日から将来に向けた適用を選択した場合
- (b) 企業は、純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ、保有再保険契約または非デリバティブ金融商品を使用して、移行日より前に保険契約のグループから生じた金融リスクを軽減した場合。

完全遡及アプローチが実務上不可能である唯一の理由が保険獲得キャッシュ・フローに係わる資産の決定に関連する場合、企業は修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを用いて保険獲得キャッシュ・フローの対象となる当該資産の測定が可能である。企業は、その他のすべての金額に対して、完全遡及的アプローチを適用しなければならない。

### 公正価値アプローチの適格性に関するFAQ

#### どのような場合に公正価値アプローチの使用が可能であるか。

- 5.1 企業には、移行時に公正価値アプローチを用いる自由な選択肢があるか。

いいえ。完全遡及アプローチは、それが実務上不可能である場合を除き、移行時に用いなければならない。実務上不可能な場合、企業は、修正遡及アプローチと公正価値アプローチのいずれかを選択して、契約上のサービス・マージンまたは各保険契約グループの損失要素の計算ができる。また、修正遡及アプローチも実務上不可能である場合には、公正価値アプローチを用いなければならない。

#### 公正価値アプローチの適用の結果

- 5.2 移行の公正価値アプローチは、他の2つの移行アプローチと比較可能な結果をもたらすか。

いいえ。公正価値アプローチの目的は、修正遡及アプローチの目的とは異なる。

- 修正遡及アプローチの目的は、特定の単純化を用いた完全遡及アプローチに近い結果の達成である。
- 公正価値アプローチの目的は、過去のキャッシュ・フロー情報がない場合に契約上のサービス・マージンの決定である。

公正価値アプローチでは、契約上のサービス・マージンは、どの程度の利益が必要となるかを含め、契約グループにおける未解消のリスクを引き受けるために市場参加者が移行日現在で要求するであろう金額と、IFRS第17号の一般原則に基づき測定された当該グループの履行キャッシュ・フローとの差額として計算される。公正価値アプローチは、過去のデータや契約上のサービス・マージンの遡及的な追跡を必要としないため、比較的負担が少ないかもしれない。

修正遡及アプローチと同様に、公正価値アプローチを使用する企業は、移行日に入手可能な合理的で裏付け可能な情報を用いた保険契約グループの特定が許容されており、そして、移行日以前に発行された契約を年次コホートに分割する必要はない。同様に、移行日において入手可能な合理的で裏付け可能な情報は、保険契約が直接連動有配当保険契約の定義を満たしているかどうかの決定、直接連動有配当性のない保険契約の自由裁量キャッシュ・フローの決定、その契約が裁量権付有配当投資契約の定義を満たしているかどうかの決定において使用が可能である。公正価値アプローチでは、これらの修正再表示は条件付きではないが、修正遡及アプローチでは、合理的で裏付け可能な情報が入手できない範囲でのみ、これらの修正のそれぞれの使用が認められている。

IFRS の基準は、長年にわたり、企業結合やポートフォリオの移転において保険契約の公正価値の決定を保険会社に求めてきたが、保険契約の公正価値の決定には保険業界内で多様性が生じる可能性が高い。これは、多くの保険契約について観察可能な情報がなく、公正価値の直接的なキャリブレーションに利用可能な市場取引データが比較的限られているからである。多くの企業は、可能な場合には既存の情報（例えば、欧州におけるソルベンシー II のような規制の要求、エンベディッド・バリューを基礎としたアプローチ、割引配当モデル、過去の契約獲得データ、販売または価格情報など）をどのように活用するかを検討している。

#### PwC の所見 IFRS 第 13 号の公正価値と IFRS 第 17 号の履行キャッシュ・フローとの差異

IFRS 第 13 号による公正価値と IFRS 第 17 号による履行キャッシュ・フローの測定との間には差異が生じる可能性がある。

IFRS 第 13 号を適用する公正価値測定は、市場参加者が価格に合意する際に考慮するであろう要素を織り込む対応により、現在の市場が資産または負債の価格をどのように評価すると期待されるかを反映している。企業は、特定の市場参加者を特定する必要はないが、その代わり、仮想的な市場参加者の特徴を作成しなければならない。特徴は、公正価値評価される契約グループ、契約の主要な（または、主要な市場がない場合は、最も有利な）市場、および企業がその市場で取引を行うであろう市場参加者という固有の要因を考慮しなければならない。

契約グループの保有から期待される利益に関する市場参加者の見解を推定するためには、判断が必要である。IFRS 第 13 号第 22 項は、公正価値を測定する企業に対して、評価技法を使用する場合には、市場参加者が自らの経済利益が最大になるように行動すると仮定を要求している。使用する推定アプローチにかかわらず、市場参加者が市場データの使用が合理的である場合には、企業は、ポートフォリオの移転、取得または再保険を含む比較可能な市場取引から観察可能な市場データを検討するであろう。

類似する契約の最新の市場取引が存在しない場合、通常、契約グループを評価するために、何らかの形の現在価値法が用いられる。期待キャッシュ・フロー・アプローチが用いられる場合、その出発点は、予測キャッシュ・フローの金額と時期に関する不確実性を織り込むように調整された、可能なすべての将来キャッシュ・フローの確率加重平均を表す一連のキャッシュ・フローである。公正価値測定に含まれるキャッシュ・フローは、IFRS 第 17 号に基づく各契約の境界内にあるキャッシュ・フローに限定されるが、市場参加者はそれらのキャッシュ・フローについて異なる仮定（例えば、異なる契約者または死亡率の仮定）を保有している可能性がある。したがって、キャッシュ・フローは、IFRS 第 17 号に基づく契約の境界外にある将来の更新および新契約を除外すべきである。

IFRS 第 13 号では、要求払いの特徴を有する金融負債（要求払い預金等）の公正価値は、支払いを要求される可能性のある最初の日から割引いた金額（「デポジット・フロア」と呼ばれる場合もある）を下回らない。IFRS 第 17 号では、全般的な測定の下、あるいは移行の公正価値アプローチを用いる場合のいずれかで保険契約を測定する際に、デポジット・フロアの適用は認められていない。（ただし、IFRS 第 17 号は、当該金額と関連する契約の帳簿価額との関係を強調する形で、要求に応じて支払うべき金額の開示を企業に要求している）。

IFRS 第 13 号と IFRS 第 17 号との測定に差異が生じる可能性のある主な例としては、以下のような項目が考えられる。

1. IFRS 第 17 号に基づく予想キャッシュ・フローには、市場参加者の見解を使用して公正価値を決定する際に調整されるであろう、業界の範囲外のいくつかの企業固有の仮定を含んでいる可能性がある。例えば、ある企業は、企業固有の規模の経済により、市場の期待と整合的でない一定水準の将来の費用の想定が可能である。もう 1 つの例は、ブランドを保護するための予想される保険金の決済（保険契約により補償される対象と類似する内容に対する保険金の支払いなど）の違いであろう。
2. IFRS 第 17 号のもとでは、発生時に費用計上される費用および法人税は、履行キャッシュ・フローの一部ではなく、市場参加者が契約グループの料率設定を行う際に依然として考慮される可能性があり、それゆえ公正価値測定を調整する。
3. IFRS 第 17 号の測定は、非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの金額と時期に関する不確実性を企業が負担するために要求される報酬を反映している。典型的には、これはいわゆる企業固有の評価である。IFRS 第 13 号の測定の目的上、リスク調整には、リスクと市場の見方と整合的なリスク回避の程度を反映させる必要がある。市場参加者は、異なる方法を用いたり、異なる分散の効果を仮定したり、異なる水準の報酬を要求したりする可能性がある。
4. 投資リターンが契約に内包された利益の一部であり、保険料がこれを考慮に入れているいくつかの市場においては、市場参加者は、それらのリターンの推定値を契約グループの価格付けに含める取扱いが可能である。また、利益要素は、（金融リスクであるため、IFRS 第 17 号によるリスク調整の一部とはならない）資産と負債のミスマッチ・リスクの調整を含める取扱いも可能である。
5. いくつかの法域では、規制上の所要自己資本とそれに伴う資金調達コストは、それぞれの契約グループの価格設定において、市場参加者により考慮されている。これらの場合、保険契約負債の公正価値は、必要な支払能力を保有するために必要とするコストを含む可能性がある。

## 公正価値アプローチの適用方法に関するFAQ

### 現行の経済価値の測定法を用いた公正価値の決定

5.3 IFRS 第 17 号への移行の目的上、契約の公正価値として、現行の経済価値を代替的な測定値として用いる対応が可能か。

歴史的に、長期契約を発行している多くの保険会社は、補足的な報告目的で保険契約を測定するために、欧州保険CFOフォーラムが発行した、市場整合的エンベディッド・バリュー（MCEV）またはヨーロッパアン・エンベディッド・バリュー（EEV）原則を適用してきた。企業は、これらの情報が開示されている場合には、IFRS 第 17 号への移行に係る公正価値アプローチの出発点として、これらの測定値または他の経済価値ベースの規制措置（欧州におけるソルベンシー II など）の利用が可能である。しかし、企業は、そのような測定と IFRS 第 13 号の要求事項との整合性を確保すべきであり、また、差異があれば調整すべきである。

### 移行の公正価値測定には、どのようなキャッシュ・フローが含まれているか。

5.4 契約上のサービス・マージンを決定するにあたり、IFRS 第 17 号への移行に公正価値アプローチを採用している保険契約グループの公正価値測定にはどのようなキャッシュ・フローが含まれているか。

移行の公正価値測定が適用される移行日において契約上のサービス・マージンを決定するために、移行日時点で有効な保険契約のグループは、公正価値測定の対象となる。

公正価値測定に含まれるキャッシュ・フローは、IFRS 第 17 号に基づく各契約の境界内にあるキャッシュ・フローに限定されるため、IFRS 第 17 号に基づく契約の境界外となる将来の更新および新しい契約は除外されるべきである。

	<p>さらに、IFRS第17号は、移行の公正価値アプローチを用いて保険契約を測定する際に、デポジット・フロアの適用を要求または認めていない。</p> <p>IFRS第13号は、公正価値測定においては、測定日に負債が市場参加者に移転され、清算または消滅しない性質を前提としている。第三者に支払われる価格は、直接の相手方が、例えば、定期金賠償の取決めにおいて受け入れるであろう決済価額とは異なる可能性がある。公正価値の測定において、企業が保険契約負債の残高を引き受け、譲受人である市場参加者が保険契約に基づく義務の履行を要求されるであろう。したがって、保険契約負債の公正価値は、市場参加者が当該義務および移行日現在において効力を有する保有契約の残存リスクを引き受けるために支払う価格となるであろう。</p>
<p><b>移行時における公正価値アプローチの保険獲得キャッシュ・フロー</b></p> <p>5.5 公正価値アプローチを適用する場合、移行日より後の報告期間については、移行日より前に発生した保険獲得キャッシュ・フローを契約上のサービス・マージンに含め、移行後の損益計算書において収益および費用として認識すべきか。</p>	<p>はい。</p> <p>移行の公正価値アプローチを適用する場合、IFRS第17号C20項は、企業に対し、当該グループの公正価値と履行キャッシュ・フローの比較により、移行日現在の契約上のサービス・マージンの決定を要求している。</p> <p>IFRS第17号のC24A項は、公正価値アプローチの適用にあたり、企業が以下の権利を得るために移行日に発生する保険獲得キャッシュ・フローの金額に等しい金額で、移行日における保険獲得キャッシュ・フローに係わる資産の決定を要求している。</p> <p>(a) 移行日より前に発行されたが移行日にまだ認識されていない保険契約の保険料からの保険獲得キャッシュ・フローの回収</p> <p>(b) 移行日に認識された保険契約および(a)に記載された保険契約の更新である将来の保険契約</p> <p>(c) 関連する保険契約ポートフォリオに直接帰属しており、保険会社がすでに支払った保険獲得キャッシュ・フローを再度支払わない、将来の保険契約の更新((b)に記載された項目を除く)</p> <p>移行日において、企業は、契約グループの測定から、保険獲得キャッシュ・フローに係わる資産を除外しなければならない。</p> <p>保険獲得キャッシュ・フローに係る資産は、移行日以降、関連する保険契約グループの当初の測定日に認識を中止すべきである。</p>



<p><b>公正価値測定のための割引率</b></p> <p>5.6 移行における公正価値測定に用いられる割引率は、IFRS第17号における契約IFRS第17号の履行価値の算出に用いられる率と必ず等しくなるであろうか。</p>	<p>いいえ。保険契約および投資商品の性質、現地の規制制度、リスク選好および分散戦略は、移行の公正価値を測定する際に適用される適切な割引率に関する市場参加者の見解に影響を与える可能性がある。</p> <p>市場参加者は、金融リスクを含む割引率を用いるであろう。IFRS第17号の第36項は、金融リスクを割引率またはキャッシュ・フローのいずれかに反映させる取扱いを認めているため、割引率は、IFRS第17号で用いられている割引率とは異なる可能性がある。公正価値測定に使用される割引率には、保険者の契約不履行リスク（保険者の信用リスクを含む）が含まれるであろう。IFRS第13号では、負債の移転前後の契約不履行リスクは同一であると仮定されている。その主張は、負債は信用が同程度の企業に移転するという考えに基づいている。</p> <p>市場慣行と整合的であれば、公正価値測定に用いられる割引率は、保険契約グループの流動性特性に関する市場参加者の観点を反映する。さらに、取引の価格付けにおいて、市場参加者は、通常、割引率を調整するか、あるいは将来のキャッシュ・フローに織り込む取扱いによって、投資運用から生じる利益を含めるであろう。</p>
<p><b>移行日直前における不利な契約</b></p> <p>5.7 移行における公正価値アプローチは、移行日直前における不利な契約グループに対してどのように適用されるか。</p>	<p>移行日直前の不利な契約グループを測定する場合、公正価値アプローチの下で市場参加者の見解を適用すると、市場参加者は義務を引き受けるためにリスク調整以上の利益マージンでの報酬を要求するため、契約上のサービス・マージンが生じる可能性が高い。したがって、将来の利益は、従来はこれらの不利な契約グループについて計上されるであろうが、そのような利益は、完全遡及アプローチをとった場合には生じないであろう。</p>
<p><b>移行日における不利な契約</b></p> <p>5.8 移行における公正価値アプローチは移行日に不利な契約グループにどのように適用されるか。その後の会計処理はどのような影響を受けるか。</p>	<p>一般的に、既存の契約グループの公正価値（すなわち、市場参加者が負債の引受けを要求する可能性のある金額）が、IFRS第17号の負債測定よりも多くなる可能性が高く、その結果、移行時に契約上のサービス・マージンが認識されるであろう。例えば、市場参加者は、CU100のIFRS第17号に定める残存カバーに係る負債の引受けに対して、CU105を要求する可能性がある。この例では、CU100の残存カバーに係る負債とCU5の正の契約上のサービス・マージンが移行時に計上されるであろう。</p> <p>しかし、状況によっては、公正価値アプローチの適用により、IFRS第17号に基づく履行キャッシュ・フローを下回る既存の契約グループの公正価値が生じる可能性がある。例えば、公正価値はCU95かもしれないが、IFRS第17号による測定はCU100の負債となるかもしれない。このような場合、履行キャッシュ・フローは計上されるべきであり（この例ではCU100）、公正価値と履行キャッシュ・フローの差異（この例ではCU5）は計上されないであろう（マイナスの契約上のサービス・マージンは許容されないため）。むしろ、履行キャッシュ・フ</p>



	<p>一が公正価値を超過した部分は、残存カバーに係る負債の損失要素として識別されるであろう。</p> <p>移行後に、企業は、IFRS第17号の第49項から第52項を適用して、履行キャッシュ・フローのその後の変動を当該損失要素に配分しなければならない。例えば、残存カバーの負債がその後に再び見積られてCU93になった場合、負債はCU7減少し、純損益はCU5貸方記入され、契約上のサービス・マージンはCU2に設定されるであろう。</p>
<p><b>保有再保険契約の公正価値の決定</b></p> <p>5.9 IFRS第17号は、企業が公正価値アプローチを採用する場合のIFRS第17号への移行と企業結合の両方において、保有再保険契約の公正価値の決定を要求している。</p> <p>出再者の観点から見た保有再保険契約の公正価値はいくらか。</p>	<p>次の例を考える。</p> <p>企業A(出再者)は、完全に比例的なベースに基づいて単一の基礎となる契約となる保険契約をカバーする保有再保険契約を保有している。保険料はすでに再保険者に支払われており、したがって、保有再保険契約は、企業Aにとって資産である。基礎となる契約は、保険金の発生確率が50%である単一の事象を対象としている。その事象が発生した場合、保険金の金額はCU500になる。保険金請求がない場合は、契約に基づくそれ以上のキャッシュ・フローはない。この設例の目的上、契約が短期であるため、割引計算の影響は軽微であり、無視されている。</p> <p>したがって、出再者に対する保有再保険契約の期待キャッシュ・フローの現在価値は、<math>50\% \times CU500 + 50\% \times CU0 = CU250</math>となる。</p> <p>この場合、再保険者は、このリスクを引き受けるためにCU20のリスク・プレミアム(例えば、再保険者は、CU270 - CU250にそのような契約を締結するためにCU20のプレミアムを加算したプレミアム)を要求すると仮定する。</p> <p>保有再保険契約の公正価値はCU270である。</p> <p>IFRS第13号は、公正価値を測定する会計単位を規定していないが、公正価値の使用を要求または許容しているその他の基準を参照している。[IFRS第13号第14項]</p> <p>IFRS第17号では、保有再保険契約は関連する基礎となる保険契約とは別の勘定科目として扱われている(IFRS第17号のB93項、IFRS第17号のC20項および結論の根拠BC298項参照)。特に、BC298項では、IFRS第17号は、保有再保険契約がその後、関連する基礎となる保険契約とは別に会計処理を適用する取扱いを要求していると述べている。</p> <p>しかし、IFRS第13号に基づく公正価値を決定する際には、市場参加者がこの資産を取得するために支払う金額の特定が必要であろう。そのためには、どの相手方/再保険会社もCU270の保険料を必要とするため、市場参加者も同じ基礎となるリスクにさらされるであろうと仮定するか、さもなければ取引が発生しないであろうと仮定する必要がある。このような参加者は、本質的には保有再保険契約を通じて再保険会社に移転されるリスクを認識した上で、CU270を支払うであろう。基礎となる資産におけるリスクの大半は、再保険者がリスクを引き受けようとするのと同じ金額を、リスクを処分するために支払うであろう。</p>

**公正価値アプローチを適用するために必要な情報を評価する時点**

5.10 移行の公正価値アプローチを適用するにあたり、IFRS第17号C21項は、実施すべき4つの評価を定めている。これらの評価を実施するにあたり、IFRS第17号C22項は、保険会社が、開始日(または当初認識日)または移行日において、「合理的で裏付け可能である」情報の使用を認めている。これらの評価を実施するにあたり、IFRS第17号C22項は、保険会社が、契約開始日(または当初認識日)または移行日において、「合理的で裏付け可能である」情報の使用を認めている。

企業は、IFRS第17号C21項に記載されている4つの評価のそれぞれについて異なる日付の選択が可能であるか。

はい。

企業は、IFRS第17号C21項における4つの評価のそれぞれについて、「合理的で裏付け可能である」情報をいつ持っているかに応じて、異なる日付の使用が可能である。

保険会社が、評価の1つについて、開始日および移行日の両方において「合理的で裏付け可能である」情報を保有している場合、企業は、いずれの日を使用するかについての選択肢を保有している。

## 6. 比較情報

IFRSは、企業に対して、1年間の比較情報の表示および開示を要求している。IFRS第17号C25項により、企業は、IFRS第17号を適用して修正した比較情報を、それよりも古いどの期間についても表示が許容されているが、要求はされない。企業がより古いいずれかの期間について修正した比較情報を表示する場合には、「適用開始日の直前事業年度の期首」への言及は、「表示する最も古い修正した比較対象期間の期首」と読み替えなければならない。未修正の比較情報は、明確に特定し、それが異なる基礎で作成されている旨を開示し、その基礎を説明しなければならない。

IFRS第17号は、追加の比較期間を表示する企業は、それらの追加期間についての開示を表示する必要はないと規定している。また、企業は、IFRS第17号を最初に適用する事業年度の末日よりも5年以上前に発生したクレーム・ディベロップメントに関して、過去に公表していない情報を開示しない対応も認められている。

### 比較情報に関するFAQ

#### 規制当局が要求する比較情報

##### 6.1 追加の比較情報が義務付けられている他の要求事項はあるか

規制当局の中には、IFRSで要求されているよりも多くの比較期間について、比較情報の表示を要求している事例もある。

IFRS第17号の移行日は、適用開始日の直前の事業年度の期首である。これにより、米国証券取引委員会のように、2年以上の期間にわたって財務諸表および財務情報の表示を要求する規制当局に提出する企業の、表示するすべての期間について、全面的な遡及適用からの一定の救済が得られる。企業は、未修正の情報を明確に特定し、異なる基礎で作成されている旨を開示し、その基礎を説明すべきである。あるいは、企業は、IFRS第17号を適用している修正した比較情報を、それよりも古い表示するどの期間についても表示できるが、要求はされていない。

## 7. 開示

完全遡及アプローチ、修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチの適用により、同一の保険契約グループの測定が異なり、その結果、移行後の期間における比較可能性が損なわれる。

企業は、移行日に存在した保険契約が財務諸表に含まれる毎期において、移行日における保険契約の測定をどのように決定したかについての説明が求められる。企業が保険金融収益または費用を純損益とその他の包括利益の間で区分する保険契約のグループについては、追加的な開示が必要である。

さらに、IFRS 第 17 号は、財務諸表の利用者が、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを適用して移行日に測定された保険契約のグループの影響の識別を可能にする開示を要求している。特に、IFRS 第 17 号は、企業に対して、それぞれの移行アプローチが適用された保険契約について、契約上のサービス・マージンと保険収益の金額の調整について別個の開示を要求している。

開示の要求事項の例示は、[こちら](#)をご覧ください。

### PwC の所見 IFRS 第 17 号が適用される以前の開示

IFRS 第 8 号は、企業に対し、IFRS 第 17 号の強制適用日より前の期間における IFRS 第 17 号の適用による影響に関する開示の提供を要求している。

IAS 第 8 号の第 30 項から第 31 項は、IFRS 第 17 号をまだ適用していない企業に対して、その事実の開示、および、新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知または合理的に見積可能な情報の開示を要求している。この要求事項を満たすために、企業は開示を検討する。

- 新しい IFRS の名称
- 目前に迫っている会計方針の変更または変更の内容
- その IFRS の適用が要求される日付
- 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
- 以下のいずれか
  - その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
  - その影響が不明であるか、または合理的に見積れない場合には、その旨の説明

IFRS 第 17 号のような主要な新しい IFRS 基準について、規制当局は、一般的に、これらの基準の見積りの影響の定量化を含む、企業の移行アプローチに関する企業固有の開示を期待するであろう。そのような開示は、特に適用開始日の直前の年度に行われることが期待されるであろう。

## 8. IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号「金融商品」との相互作用

多くの保険会社は、IFRS 第 17 号と同時に IFRS 第 9 号を適用する場合、保険契約から生じる義務を担保するために保有する金融資産の会計処理の変更を行う。こうした変更は、多くの保険会社の財務諸表にも大きな変更をもたらすことになる。

IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号「金融商品-認識及び測定」に代わる基準である。それは、IAS 第 39 号があまりにも複雑であり、企業の事業やリスクの管理方法と矛盾し、貸付金および債権の信用損失の認識を信用循環における後の方まで繰り延べるといった批判に対応するためである。

IFRS 第 9 号の起こり得る結果には、以下が含まれる。

- 損益計算書のボラティリティが大きくなる。IFRS 第 9 号は、公正価値で測定し、公正価値の変動を発生時に純損益で認識しなければならない資産が増えるというリスクが高くなる。
- 営業債権を含む債権および貸付金の減損損失の早期認識。企業は、たとえ当該資産が完全に回収可能になる可能性が高い場合であっても、貸付金が帳簿に記載された最初の報告期間において、将来発生し得る信用損失の引当対応を開始しなければならない。
- 重要な新規の開示に係わる要求事項。保険会社によっては、より大きな影響を受けており、必要なデータを収集するための新しいシステムとプロセスが必要になる場合もある。

IFRS 第 9 号には重要な新しいヘッジ要求事項も含まれている。場合によっては、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の相互作用により、保険契約とその裏付けるために保有されている資産がどのように認識され、測定されるかの間に会計上のミスマッチが生じる可能性がある。IFRS 第 9 号および IFRS 第 17 号で入手可能な選択肢の利用により、これらのミスマッチをいかに最小化するかについてのさらなる情報は、[こちら](#)をご覧ください。

保険者に関する IFRS 第 9 号の情報については、[こちら](#)をご覧ください。

### 8.1 IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号の適用時期

IASB は、IFRS 第 4 号を改訂し、所定の基準を満たす保険会社に対して、IFRS 第 9 号の適用の任意による一時的な免除を認めている。

一時的免除を利用する保険会社は、IFRS 第 17 号と同時に、保険契約から生じる義務を回収するために保有する資産について IFRS 第 9 号を適用する。そのような保険会社は、IFRS 第 9 号の移行要件を適用する必要がある。

IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除規定を利用している保険者に関する情報は、[こちら](#)をご覧ください。

### 8.2 金融資産の再指定

一部の保険会社は、その活動が主として保険会社と結び付きがない(一部のバンカシュアランスなど)、または一時的な免除を利用しないことを決定しているかのいずれかのため、すでに IFRS 第 9 号を適用している可能性がある。

IFRS 第 17 号を適用する前に IFRS 第 9 号を適用する保険会社に対しては、IFRS 第 17 号は、IFRS 第 17 号の範囲内の契約に関連して保有されない適格な金融資産を指定するために、ある程度の移行救済を提供している。このような方法で金融資産を再指定する保険会社は、指定や分類の変動を反映するために過年度を修正再表示する必要はない。保険会社は、後知恵を使わずに再指定が可能な場合のみ、それ以前の期間の再計算が可能である。保険会社はまた、再指定された資産に関する追加的な開示を提供しなければならない。



## IFRS第9号およびIFRS第17号への移行の保険契約に係るその他の包括利益累計額の組替に関するFAQ

8.1 IFRS第9号への移行により、保険契約から生じる義務を担保として保有する資産の分類は、売却可能資産(IAS第39号に基づく)から純損益を通じた公正価値(IFRS第9号に基づく)に変更される可能性がある。売却可能ポートフォリオのその他の包括利益累計額に計上された金額は、IFRS第9号の第7.2.15項を適用したIFRS第9号の適用開始日において、利益剰余金に振り替えられるであろう。

保険契約負債とそれぞれの原資産の双方を移行時に遡及して測定した場合、変動手数料アプローチに基づく当期簿価利回り方式を適用した保険契約のその他の包括利益累計額に累積された金額は利益剰余金に振り替えられないため、会計上のミスマッチが生じる。

企業は、それぞれの基礎となる資産との会計上のミスマッチを解消するために、移行時において保険契約負債に係るその他の包括利益累計額から生じた金額を組替える取扱いが可能であるか。

はい。IFRS第17号は、会計上のミスマッチを回避するために、保険契約に関連するその他包括利益累積額を利益剰余金に振り替える取扱いをIFRS第9号およびIFRS第17号に移行において排除していない。

© 2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In the Spotlight

当該和訳は、英文を翻訳したものです。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。